別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一～十九の四　（略）	一～十九の四　（略）
二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房設備	二十　危険工室内の暖房設備について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視等により検査する。
二十一～四十一　（略）	二十一～四十一　（略）
2・3　（略）	

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一～十九の四　（略）	一～十九の四　（略）
二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房設備	二十　危険工室内の暖房設備について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等により検査する。
二十一～四十一　（略）	二十一～四十一　（略）
2～4　（略）	

別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一～十九の四　（略）	一～十九の四　（略）
二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置	二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視等により検査する。
二十一～四十一　（略）	二十一～四十一　（略）
2・3　（略）	

別表第三（第四十四条の五第一項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
一～十九の四　（略）	一～十九の四　（略）
二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置	二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視等により検査する。
二十一～四十一　（略）	二十一～四十一　（略）
2～4　（略）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第七十五条第五号（専修学校の特定専門課程に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に専修学校の特定専門課程に入学した者について適用し、同日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る火薬類製造保安責任者試験の受験者の区分については、なお従前の例による。